

基幹相談支援センターしゃきょう 利用の流れ

春日井市在住の障がいのある方・ご家族

直接相談する場合

相談先が分からない場合

関係機関（各種相談窓口）

障がい者相談支援窓口

- ・障がい福祉課 ・子ども政策課 ・福祉事務所
- ・レディヤン春日井 ・発達障がい者支援センター
- ・地域包括支援センター ・保健所 ・児童相談所
- ・学校教育課 ・医療機関・教育機関 ・社会福祉協議会
- ・サービス提供事業所 ・家族会 ・当事者団体
- ・各種相談窓口（市） など

相談先を紹介

支援先を紹介

委託
相談支援事業所
（生活相談）
（基本相談）

連携

指定特定
相談支援事業所
（計画相談）
（基本相談）

通常の相談支援では解決が困難と思われる相談事例

「困難な部分」の解消
⇒臨時チームの終結
通常の相談・支援へ

〈困難事例に対応するための個別支援会議〉

- ・委託相談支援事業所
 - ・指定特定相談支援事業所
 - ・障がい福祉課
 - ・基幹相談支援センターしゃきょう
（※必要な支援機関も参加する）
- ⇒抽出した「困難な部分」に対応するための
臨時チームの設置

〈困難事例アセスメント〉

- ・相談者の基本情報
- ・基幹相談支援センターへの情報提供の同意
- ・『困難事例』と判断するための支援情報

支援をする上で「困難な部分」の抽出

〈紹介シートの作成〉

※場合によっては基幹相談支援センターが
関係機関を訪問・聞き取りを行う

相談内容に応じ、適切な相談・支援機関につなぐ

基幹相談支援センターしゃきょう

「困難な部分」の解消が難しいと判断

解決困難な要因を抽出

基幹相談支援センター

- （例）
- ・支援の必要な社会資源が無い
 - ・人的資源が乏しい
 - ・予算が設けられていない
- など

地域課題として報告
（相談支援連携部会）
（相談支援事業所連絡会）

地域自立支援協議会

- ・困難事例に含まれる地域課題の検討
 - ・新たな施策への提言
- など

地域自立支援協議会運営会議